

ポツダム宣言

(1945年7月26日 米、英、中 三国宣言)

現代語訳

1. 私たち合衆国大統領、中華民国政府主席、およびグレート・ブリテン(英国)総理大臣は、私たちの数億の国民を代表して協議した結果、日本国に対してこの戦争を終結させる機会を与えることで意見が一致した。
2. 合衆国、英帝国、および中華民国の巨大な陸軍、海軍、空軍は、西方から自国の陸軍および空軍による数倍の増強を受け、日本国に対して最終的な打撃を加える態勢を整えた。この軍事力は、日本国が抵抗を終結するに至るまで同国に対して戦争を遂行するという、すべての連合国の決意によって支持され、かつ鼓舞されているものである。

3. 決起した世界の自由な人民の力に対するドイツ国の無益かつ無意義な抵抗の結果は、日本国国民に対する先例を極めて明白に示すものである。現在日本国に対して集結しつつある力は、抵抗するナチスに対して適用された場合において、全ドイツ国民の土地、産業、および生活様式を必然的に荒廃させた力に比べて、計り知れないほどさらに強大なものである。私たちの決意に支持された軍事力の最高度の使用は、日本国軍隊の不可避かつ完全な壊滅を意味し、また同様に必然として日本国本土の完全な破壊を意味するであろう。

4. 無分別な打算によって日本帝国を滅亡の淵に陥れた、身勝手な軍国主義的助言者によって日本国が引き続き統治されるべきか、あるいは理性の道を日本国が歩むべきかを、日本国が決意すべき時期が到来した。

5. 私たちの条件は以下の通りである。私たちはこの条件から離脱することはない。これに代わる条件は存在しない。私たちは遅延を認めることはできない。

6. 私たちは、無責任な軍国主義が世界から駆逐されるに至るまでは、平和、安全、および正義の新秩序が生じ得ないことを主張するものであるから、日本国国民を欺き、世界征服の行動に出るという過ちを犯させた者の権力および勢力は、永久に排除されなければならない。

7. このような新秩序が建設され、かつ日本国の戦争遂行能力が粉碎されたことの確証が得られるまでは、連合国が指定する日本国領域内の諸地点は、私たちがここに指示する基本的目的の達成を確保するために占領されなければならない。

8. カイロ宣言の条項は履行されなければならない、また日本国の主権は、本州、北海道、九州、四国、お

よび私たちが決定する諸小島に限定されなければならない。

9. 日本国軍隊は、完全に武装を解除された後、各自の家庭に復帰し、平和的かつ生産的な生活を営む機会を与えられなければならない。

10. 私たちは、日本人を民族として奴隷化しようとしたり、国民として滅亡させようとしたりする意図を持つものではないが、私たちの捕虜を虐待した者を含む一切の戦争犯罪人に対しては厳重な処罰が加えられなければならない。日本国政府は、日本国国民の間における民主主義的傾向の復活と強化に対する一切の障害を除去しなければならない。言論、宗教、および思想の自由、ならびに基本的人権の尊重は確立されなければならない。

11. 日本国は、その経済を維持し、かつ公正な実物賠償の取り立てを可能にするような産業を維持することを許されなければならない。ただし、日本国

に戦争のための再軍備を可能にさせるような産業はこれに含まれない。この目的のため、原料の入手（原料の支配とは区別される）が許可されなければならない。日本国は、将来、世界貿易関係への参加を許されなければならない。

12. 前記の諸目的が達成され、かつ日本国国民の自由に表明された意思に従って、平和的傾向を有し、かつ責任ある政府が樹立された場合には、連合国の占領軍は直ちに日本国から撤収されなければならない。

13. 私たちは日本国政府が直ちに全日本国軍隊の無条件降伏を宣言し、かつその行動における同政府の誠意について適当かつ十分な保障を提供することを同政府に対して要求する。それ以外の日本国の選択は、迅速かつ完全な壊滅があるのみである。